

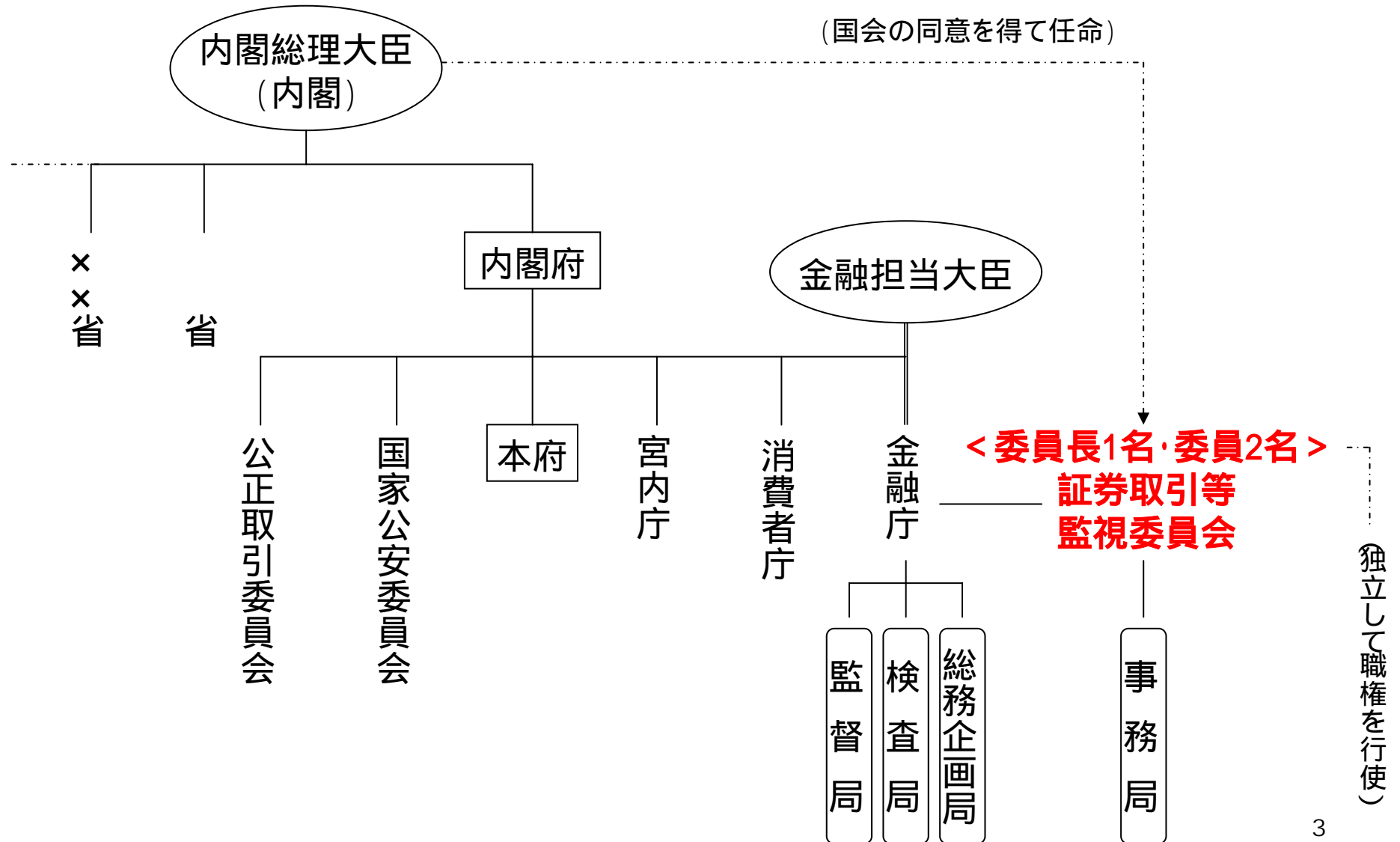
# 最近のインサイダー事案の 傾向と当局の取組み

証券取引等監視委員会  
事務局長 岳野 万里夫

# 証券取引等監視委員会とは

- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。  
1992(H4)年発足。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事:
  - 証券検査
  - 証券市場の市場監視  
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
- 事務局(含財務局)の職員数は704人(H23年度未定員)。  
202人(1992年度) 250人(2000年度) 704人

# 国の行政機構における証券監視委



# 証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

H23年1月28日

1. 証券監視委の使命 ... 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
  
2. 基本的な考え方  
機動性・戦略性の高い市場監視の実現  
市場規律の強化に向けた働きかけ  
市場のグローバル化への対応
  
3. 重点施策  
包括的かつ機動的な市場監視  
不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応  
ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施  
検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施  
自主規制機関などとの連携

# インサイダー規制20年の歩み

- 昭和62年 9月 タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引
- 63年 2月 大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」
- 平成 元年 4月 証券取引法改正(インサイダー規制 施行)
- 2年 6月 日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発  
インサイダー規制違反の初めての事例
- 3年 4月 マクロス株式に関する規制違反  
大蔵省による初の告発事例
- 4年 7月 証券取引等監視委員会が発足
- 6年10月 日本商事株式に関する規制違反  
証券取引等監視委員会による初の告発事例
- 17年 4月 証券取引法改正  
(インサイダー規制違反に対する課徴金の導入 施行)

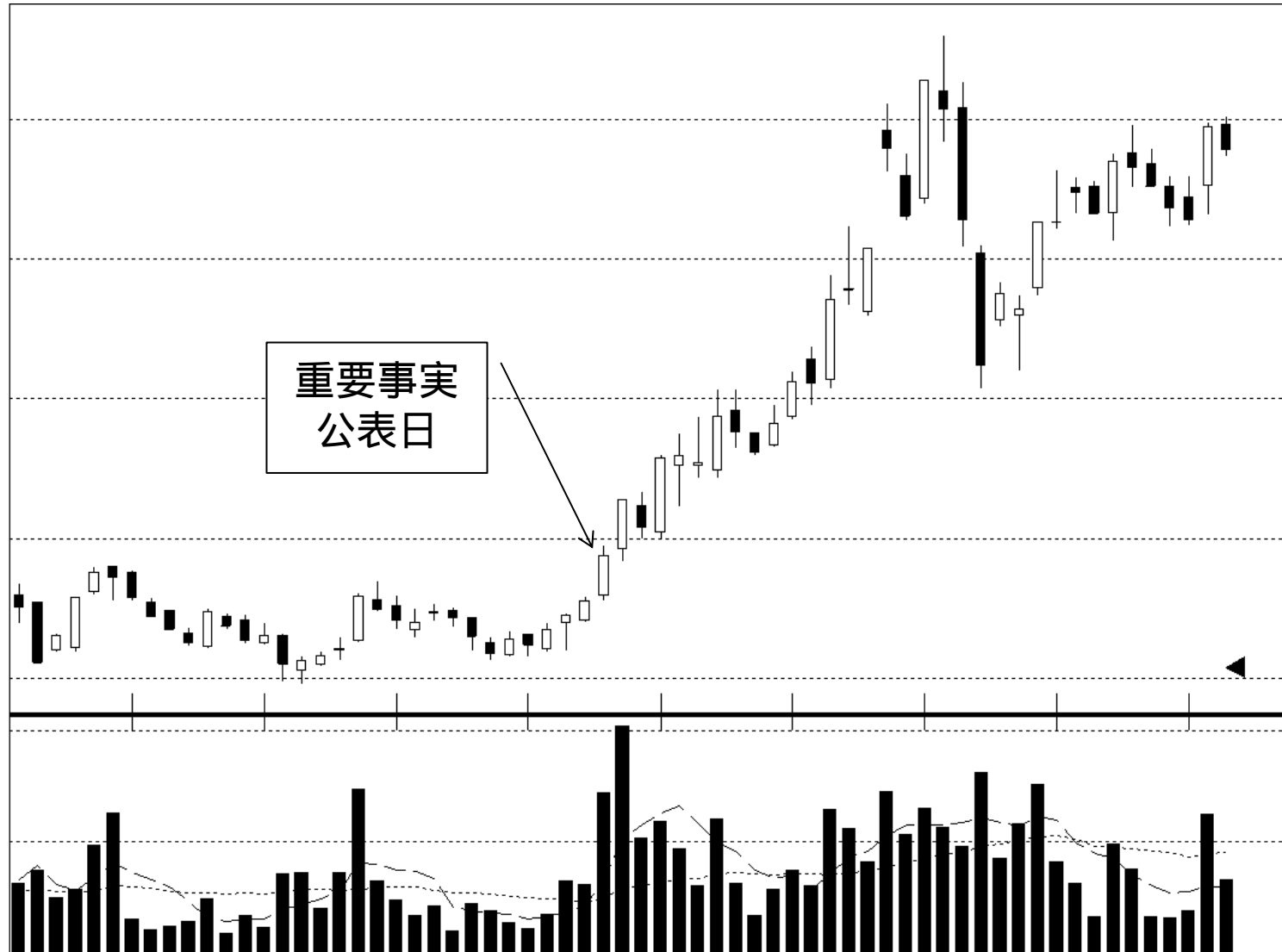
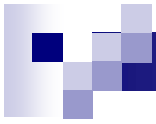
昭和63年2月 証券取引審議会

## 内部者取引の規制の在り方について（抄）

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

内部者取引の規制が必要とされる所以である。

… 当審議会としては、内部者取引の未然防止を図るとともに、これを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論に達した。



# インサイダー取引規制(金融商品取引法166条・167条)

誰が： 発行会社や公開買付け等の関係者が

- ・発行会社や公開買付け者の役職員
  - ・発行会社や公開買付け者との契約締結者等
  - ・これらの者から、直接情報の伝達を受けた者 ...
- } **会社関係者**  
(公開買付け者等関係者)  
**情報受領者**

どんな場合に： (職務等に関し) 重要事実を知って

- ・決定事実
- ・発生事実
- ・決算情報
- ・その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの(バスケット条項)

いつ： 公表前に

- ・T D n e t を通じた適時開示
- ・新聞等報道機関2社以上 + 12時間ルール
- ・法定開示書類の公衆縦覧

何を： 株式等を売買してはならない

- ・利得の有無は関係なし



## **重要事実 (法166)**

- 決定事実(増減資、株式分割、株式交換、合併、事業提携、新製品企業化等)
- 発生事実(災害による損害、主要株主異動等)
- 決算情報(売上高、経常利益、純利益の予想値修正等)
- バスケット条項(その他投資者の投資判断に著しい影響を与える事実)

## **公開買付け等事実 (法167)**

公開買付けの実施、中止

# インサイダー取引違反への制裁等

- 違反者には、
  - 刑事罰
    - 5年以下の懲役、500万円以下の罰金(法197条の二十三)
    - 法人両罰・重課規定 = 5億円以下の罰金刑(法207条 二)
    - 没収・追徴(犯罪行為により得た財産)(法198条の2 一、 )
  - 課徴金(行政上の措置)
    - 自己の計算でインサイダー取引を行った者は、「経済的利得相当額」の課徴金の納付が命じられる(法175条)。
    - 「経済的利得相当額」の算定は実際の利得額ではなく法定の計算方法による。
      - \* 重要事実公表後2週間の最高(安)値の株価×買(売)付株数－買(売)付価格
    - 制度の運用に慎重を期する観点から、納付命令の事前手続きとして、審判手続を経ることとされている。
    - 課徴金は刑事罰と併科することができ、その場合は刑事罰(没収・追徴)の調整規定あり。

# 課徴金勧告・告発の状況

区分 (事務)年度	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4~H22.3)	H22 (件)
課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53	45
開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19
相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6
インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20
告 発	11	13	10	13 (4)	17	8
開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2
風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3	1
相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1
インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4

(注1)20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2)20年度( )内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

# 課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
	件数	課徴金額	内部者取引		相場操縦		件数	課徴金額
件数			課徴金額	件数	課徴金額			
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-		
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
合計	169	5,481,829,986	106	241,470,000	12	34,970,000	51	5,205,389,986

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

# インサイダー取引の事例

- **グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件** (H21.10.20告発)
  - 情報受領者による10億8,673万5,000円の買い付け  
個人によるインサイダー取引事件としては、過去最大の買付金額
  - 重要事実 = 株式の取得(子会社化)
  - 東京地裁判決(H22.2.4) (確定)
    - 懲役2年6月(実刑)
    - 罰金500万円
    - 追徴金15億3,180万円

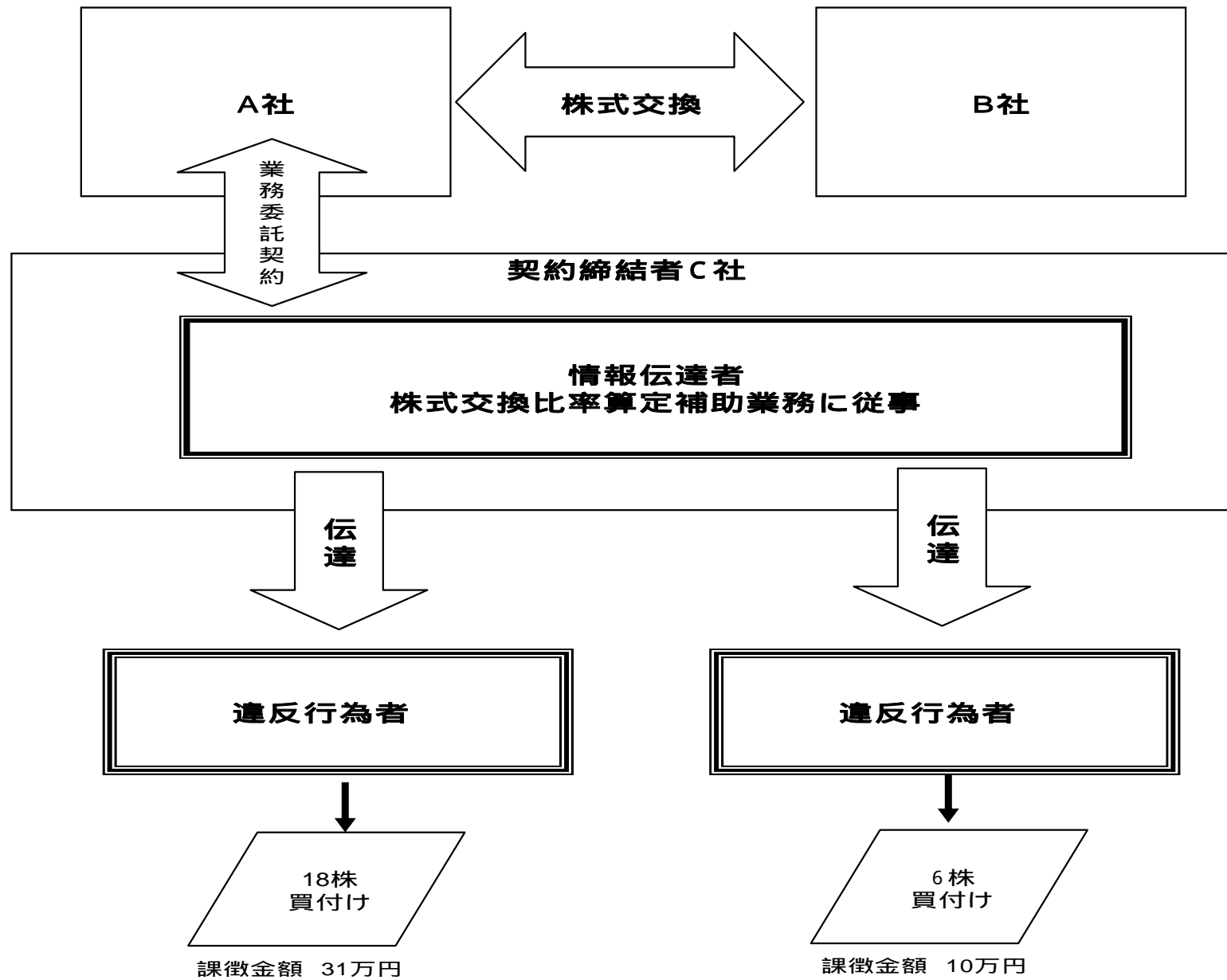
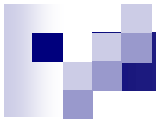
## インサイダー取引に係る課徴金事例

違反行為者の属性	勧告件数	違反行為者の事例
会社関係者 (契約締結者以外)	37	ヤマノホールディングス役員 日産ディーゼル工業社役員 サンエー・インターナショナル社役員 パイオニア社監査役 伊藤忠商事社員 パナソニック電工社員
契約締結者	24	新日本監査法人職員(公認会計士) カブドットコム証券社員 PwCアドバイザリー社社員
情報受領者	47	NHK職員 ゴールドマンサックス証券社員 信用金庫職員 東陽監査法人職員(公認会計士) 税理士

勧告件数は、平成22年度までの累計。

## 個別事例1 (課徴金事例)

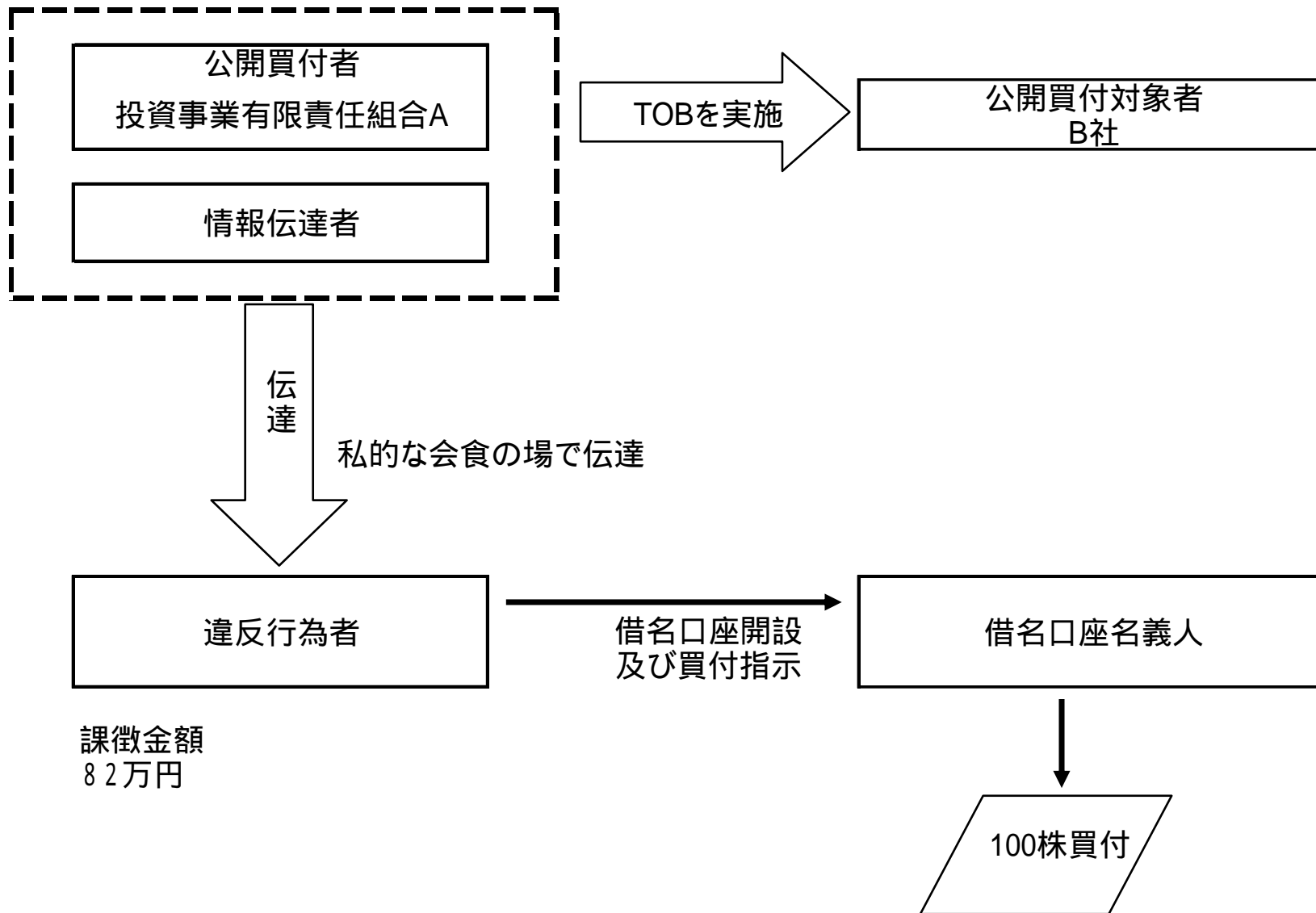
- 違反行為者 及び が、「A社がB社との間で株式交換を行うことを決定した旨の重要事実」について、A社と株式交換比率算定の業務委託契約の締結の交渉をしていたC社の社員から伝達を受け、当該重要事実の公表前に、A社株式を買い付けた事例。





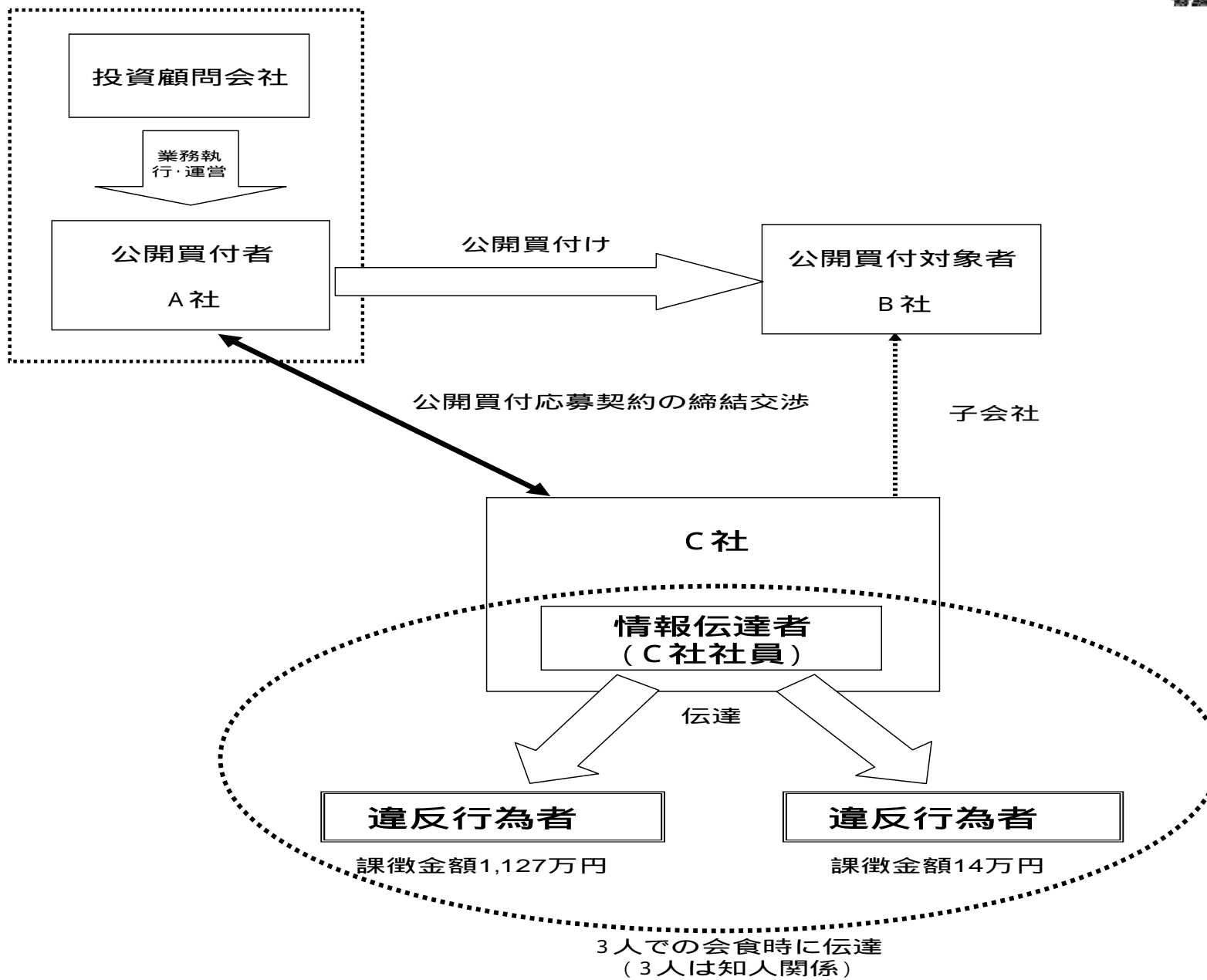
## 個別事例2 (課徴金事例)

- 違反行為者が、「公開買付者である投資事業有限責任組合 A が、B 社株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実」について、A の業務に従事していた者から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けた事例。
- なお、違反行為者と情報伝達者は、小学校時代の同級生で、違反行為時においても親しい友人関係にあり、私的な会食の場で公開買付け事実の伝達を受けたものである。



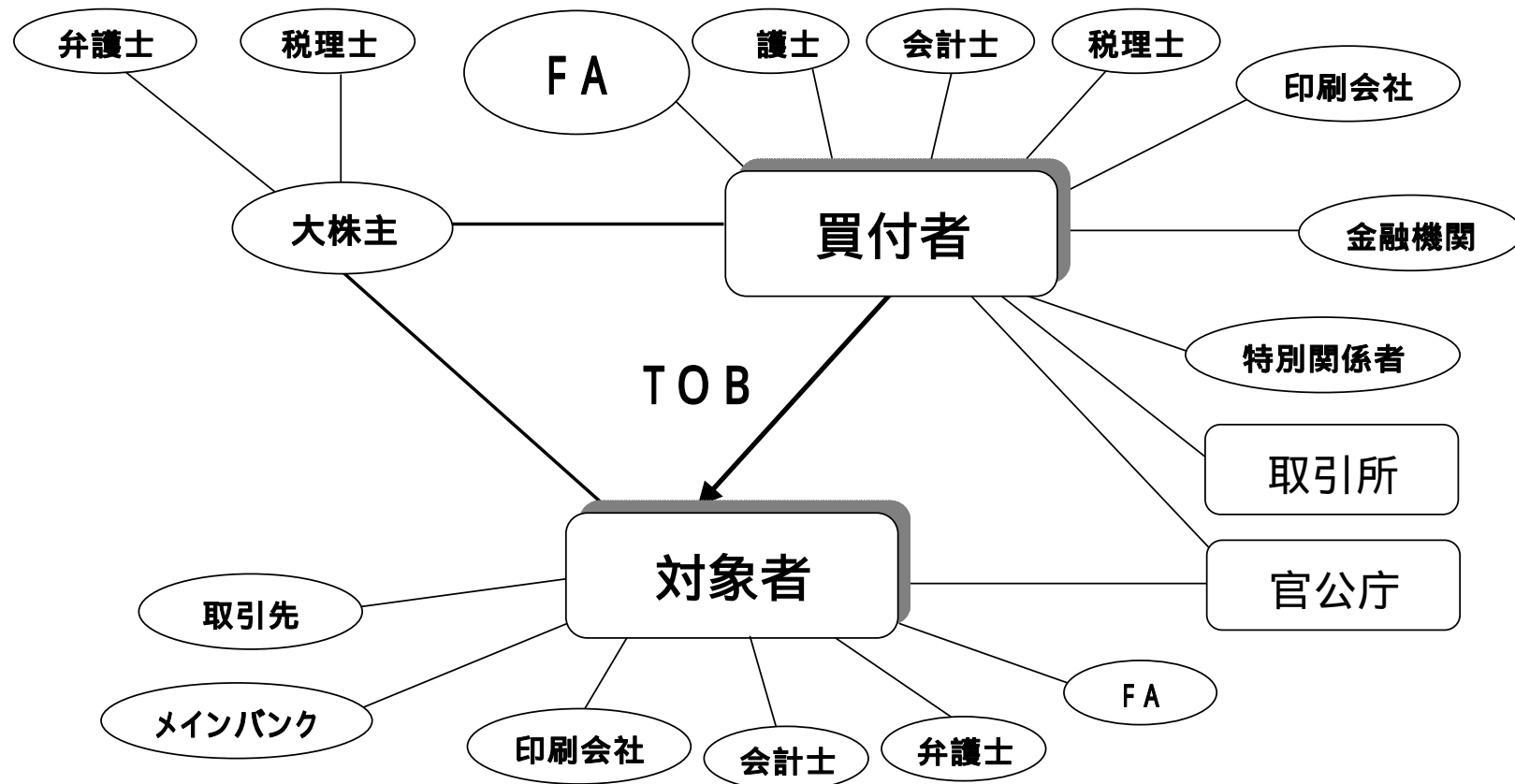
## 個別事例3 (課徴金事例)

- 違反行為者 及び が、「公開買付者A社が公開買付対象者B社の株券の公開買付けを行うことを決定した旨の事実」について、A社との契約締結交渉先であるC社(B社の親会社)の社員から伝達を受け、当該事実の公表前にB社の株券を買い付けた事例。
- なお、違反行為者 及び は、情報伝達者であるC社社員と知人関係にあったが、私的な会合において、同人からA社によりB社株券の公開買付けが実施される旨の伝達を受けた。



# TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】



## 内部者取引の規制の在り方について（未然防止関係・要旨）

内部者取引の規制については、まず、その未然防止に万全を期すという考え方をとる必要がある。このため、重要な情報の発生源である発行会社、有価証券の取引が行われる証券取引所及び有価証券の取引を仲介する証券会社等が適切な未然防止体制を整備するほか、行政当局としても未然防止体制の整備を適切に指導するとともに、的確な対応を行うことが必要である（それに加えて、適切な刑事罰則を整備・運用）。

- ・ 発行会社  
重要な情報の管理の徹底、一般投資家へ適時適切に開示するよう特段の努力
- ・ 証券取引所  
上場会社に対する適時開示の指導強化、適切な開示前の売買取引の停止措置の運用
- ・ 証券会社、金融機関等  
法人関係情報の管理体制、情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）の整備
- ・ 行政当局  
証券会社等への監督強化、監視体制の強化、取引所・証券会社との連携
- ・ 未然防止制度  
役員等の自社株短期売買報告制度の充実・強化

# 証券取引法改正案に対する付帯決議

## 衆議院大蔵委員会における付帯決議（抄）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 内部者取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備に万全を期すること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の範囲が具体的かつ明確になるよう配慮すること。」（昭和63年5月13日 衆議院大蔵委員会議録第17号16頁）

## 参議院大蔵委員会における付帯決議（抄）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の対象となる範囲が具体的かつ明確になるよう努めるとともに、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備、市場監視・検査体制の充実に万全を期すること。」  
（昭和63年5月24日 参議院大蔵委員会会議録第16号2頁）

# 未然防止に向けての証券監視委の取組み

## ■ 広報活動の強化

(証券監視委ウェブサイト: <http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>)

- 年次報告・課徴金事例集の充実
- 各種寄稿・講演
- 「告発の現場から」

## ■ 市場関係者とのコミュニケーション

- 証券取引所、日証協、証券会社
- 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会 等

市場規律の強化に向けた働きかけ(第7期活動方針2 )の一環として努力





**ご清聴ありがとうございました**

**インサイダー取引の  
未然防止へのご協力を  
よろしくお願いいたします**

**証券監視委ウェブサイト**

**<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>**

**情報提供は**

**<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>**

**tel: 03-3581-9909**